

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書  
(平成 15 年 10 月 3 日認可) 新旧対照表 (案)

(下線部分は変更部分)

変更後			変更前		
<p><b>第 8 章 情報の管理等</b> (情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)</p> <p><b>第33条</b> 信用基金は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報保護に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに同法に基づく関係法令及び関係ガイドラインの遵守</u></p>			<p><b>第 8 章 情報の管理等</b> (情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)</p> <p><b>第33条</b> 信用基金は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報保護に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 「<u>独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針</u>」の遵守</p>		
別表 1 農業信用保険業務の保険料率			別表 1 農業信用保険業務の保険料率		
保険種類	資金等区分		保険料率		
保証保険	特定資金	農業経営改善資金	<u>年0.05%、年0.09%又は年0.14%</u> (災害特例あり)		
		農業経営維持資金	<u>年0.18%、年0.35%又は年0.53%</u> (災害特例あり)		
	農業施設資金		<u>年0.09%、年0.17%又は年0.26%</u> (災害特例あり)		
	農業運転資金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>家畜等購入育成資金</u></li> <li><u>年0.09%、年0.17%又は年0.26%</u></li> <li>・ <u>上記以外の資金</u></li> <li><u>年0.12%、年0.24%又は年0.36%</u></li> </ul>		
保険種類	資金等区分		保険料率		
保証保険	特定資金	農業経営改善資金	<u>年0.06%、年0.13%又は年0.18%</u> (災害特例あり)		
		農業経営維持資金	<u>年0.34%</u> (災害特例あり)		
	農業施設資金		<u>年0.18%</u> (災害特例あり)		
	農業運転資金		<u>年0.18%又は年0.23%</u> (災害特例あり)		

		<u>% (災害特例あり)</u>	
	農家経済安定施設資金	<u>年0.04%、年0.07%又は年0.11%</u>	
	農家生活改善資金	<u>年0.10%、年0.20%又は年0.30%</u>	
	農協保証債務	<u>年0.14%</u>	
融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金 (災害特例あり)	<u>年0.08%、年0.14%又は年0.21%</u>
		農業経営維持資金 (災害特例あり)	<u>年0.27%、年0.53%又は年0.80%</u>
	農業施設資金	<u>年0.14%、年0.26%又は年0.39%</u> (災害特例あり)	
	農業運転資金	<u>・家畜等購入育成資金</u> <u>年0.14%、年0.26%又は年0.39%</u> <u>% (災害特例あり)</u> <u>・上記以外の資金</u> <u>年0.18%、年0.36%又は年0.54%</u> <u>% (災害特例あり)</u>	

	農家経済安定施設資金	<u>年0.08%</u>	
	農家生活改善資金	<u>年0.21%</u>	
	農協保証債務	<u>年0.18%</u>	
融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金 (災害特例あり)	<u>年0.09%、年0.20%又は年0.27%</u>
		農業経営維持資金 (災害特例あり)	<u>年0.51%</u> (災害特例あり)
	農業施設資金	<u>年0.27%</u> (災害特例あり)	
	農業運転資金	<u>年0.27%又は年0.35%</u> (災害特例あり)	

(注)

(1) ~ (4) (略)

(5) 農業運転資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は保証保険法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者の共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の運営に必要な資金をいう。

また、家畜等購入育成資金とは、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び家きん類等の購入又は育成に必要な資金をいう。

(6) ~ (8) (略)

(9) (1)から(5)まで、(6)のイ及び(7)の資金に係る保険料率は、資金等区分

(注)

(1) ~ (4) (略)

(5) 農業運転資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は保証保険法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者の共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の運営に必要な資金をいう。

(6) ~ (8) (略)

(9) 農業経営改善資金 (農業改良資金及び青年等就農資金を除く。)に係る

に対応する保険料率のうち、農業者等の決算書等を基に、信用基金が別に定める農業経営診断手法を用いて算定されるリスクランクに応じた保険料率を適用する。

(10) (6)のアの資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち高位の保険料率を適用する。

(削る。)

(11) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害により被災した農業者等が借り入れる農業経営の再建を図るために必要な資金について、各基金協会が保証料率又は各融資機関が貸付利率の引下げを行う場合（基本の保証料率又は基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合に限る。）において、当該基金協会又は当該融資機関の申請に基づき信用基金が適当と認めたときに適用する。その水準については、次のとおりとする。なお、農業運転資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。

ア 保証保険

資金区分	保険料率の災害特例
------	-----------

保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、農業者等の決算書等を基に、信用基金が別に定める農業経営診断手法を用いて算定される推計デフォルト率に応じた保険料率を適用する。

(10) 農業経営改善資金のうち農業改良資金及び青年等就農資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち高位の保険料率を適用する。

(11) 農業運転資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金（牛、馬、めん羊、山羊、豚及び家きん類等の購入又は育成に必要な資金をいう。以下同じ。）にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。

(12) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であつて、基金協会の申請に基づき信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認めたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合（農業経営改善資金にあつては、本災害特例の適用により、(9)の規定により当該農業者等に適用されるべき保険料率よりも低位の保険料率となる場合に限る。）に適用する。その水準については、被災した農業者等の農業経営の再建を図るために必要な資金に関して各基金協会が適用する基本の保証料率からの引下げ幅又は各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて、次のとおりとする。なお、農業運転資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。

ア 保証保険

資金区分	保険料率の災害特例	
	<u>基本の保証料率からの</u>	<u>基本の保証料率からの</u>

特定 資金	農業経営改善資金	<u>年0.04%</u>
	農業経営維持資金	<u>年0.16%</u>
農業施設資金		<u>年0.08%</u>
農業運転資金		<u>年0.08%又は年0.11%</u>

イ 融資保険

資金区分		保険料率の災害特例
特定 資金	農業経営改善資金	<u>年0.06%</u>
	農業経営維持資金	<u>年0.24%</u>
農業施設資金		<u>年0.12%</u>
農業運転資金		<u>年0.12%又は年0.16%</u>

別表2・3 (略)

別表4 漁業信用保険業務の保険料率

保証保険

中小漁業者等	総トン数 20 トン以上の 動力漁船（漁船法（昭和	その他の者
--------	------------------------------	-------

		<u>引下げ幅が30%以下の 場合</u>	<u>引下げ幅が30%を超え る場合</u>
特定 資金	農業経営改善資金	<u>年0.13%</u>	<u>年0.05%</u>
	農業経営維持資金	<u>年0.24%</u>	<u>年0.10%</u>
農業施設資金		<u>年0.13%</u>	<u>年0.05%</u>
農業運転資金		<u>年0.13%又は年0.16%</u>	<u>年0.05%又は年0.07%</u>

イ 融資保険

資金区分		保険料率の災害特例	
		<u>基本の貸付利率からの 引下げ幅が30%以下の 場合</u>	<u>基本の貸付利率からの 引下げ幅が30%を超え る場合</u>
特定 資金	農業経営改善資金	<u>年0.20%</u>	<u>年0.08%</u>
	農業経営維持資金	<u>年0.36%</u>	<u>年0.15%</u>
農業施設資金		<u>年0.20%</u>	<u>年0.06%</u>
農業運転資金		<u>年0.20%又は年0.24%</u>	<u>年0.08%又は年0.11%</u>

別表2・3 (略)

別表4 漁業信用保険業務の保険料率

保証保険

中小漁業者等	総トン数 20 トン以上の 動力漁船（漁船法（昭和	その他の者
--------	------------------------------	-------

資金等種類	25 年法律第 178 号) 第 2 条第 2 項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。) を使用して漁業を営む者	
漁業近代化資金	年 0.17% (災害特例あり)	年 0.17% (災害特例あり)
漁業経営改善促進資金	年 0.30% (災害特例あり)	年 0.22% (災害特例あり)
沿岸漁業改善資金	-	年 0.22%
金融公庫資金	年 0.45% (災害特例あり)	年 0.22% (災害特例あり)
公害防止資金及び災害資金	年 0.34%	年 0.34%
経営維持資金	年 1.20%	年 1.20%
生活資金	年 0.22%	年 0.22%
事業資金	年 1.05% <u>又は年 0.17%</u> (災害特例あり)	年 0.77% <u>又は年 0.17%</u> (災害特例あり)
漁協等保証債務	年 0.45%	年 0.22%

融資保険 (略)

(注)

(1) 金融公庫資金とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のヨからソまで、ネ若しくはナに掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法 (昭和 52 年法律第 93 号) 第 1 項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 号ヨからネまで若しくは 第 21 号 に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。

(2) ~ (6) (略)

資金等種類	25 年法律第 178 号) 第 2 条第 2 項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。) を使用して漁業を営む者	
漁業近代化資金	年 0.17% (災害特例あり)	年 0.17% (災害特例あり)
漁業経営改善促進資金	年 0.30% (災害特例あり)	年 0.22% (災害特例あり)
沿岸漁業改善資金	-	年 0.22%
金融公庫資金	年 0.45% (災害特例あり)	年 0.22% (災害特例あり)
公害防止資金及び災害資金	年 0.34%	年 0.34%
経営維持資金	年 1.20%	年 1.20%
生活資金	年 0.22%	年 0.22%
事業資金	年 1.05% (災害特例あり)	年 0.77% (災害特例あり)
漁協等保証債務	年 0.45%	年 0.22%

融資保険 (略)

(注)

(1) 金融公庫資金とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のヨからソまで、ネ若しくはナに掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法 (昭和 52 年法律第 93 号) 第 1 項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 号ヨからネまで若しくは 第 18 号 に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。

(2) ~ (6) (略)

(7) 事業資金とは、漁業近代化資金、公害防止資金、災害資金及び(1)から(6)までに定める資金以外の資金をいう。なお、事業資金のうち、漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第2条の表第5号に掲げる資金を除く。（9）において同じ。）の補完融資又は株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のカ、ヨ若しくはツからナまでに掲げる資金との協調融資に係るものの保険料率は、資金等種類に対応する保険料率のうち低位の保険料率を適用する。

(8) (略)

(9) 保証保険の保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害又は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用された災害により被災した中小漁業者等が借り入れる漁業経営等の再建を図るために必要な資金について、漁業信用基金協会（その支所を含む。以下この号において同じ。）が保証料率の引下げを行う場合（基本の保証料率に対する引下げ幅が30%以上の場合に限る。）において、当該漁業信用基金協会の申請に基づき信用基金が適当と認めたときに適用する。その水準については、次のとおりとする。なお、事業資金のうち、漁業近代化資金の補完融資又は株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のカ、ヨ若しくはツからナまでに掲げる資金との協調融資に係るものの保険料率は、資金等種類に対応する保険料率のうち低位の保険料率を適用する。

中小漁業者等 資金等種類	総トン数20トン以上の 動力漁船を使用して漁 業を営む者	その他の者
漁業近代化資金	年0.14%	年0.09%
漁業経営改善促進資金	年0.16%	年0.11%
金融公庫資金	年0.26%	年0.11%

(7) 事業資金とは、漁業近代化資金、公害防止資金、災害資金及び(1)から(6)までに定める資金以外の資金をいう。

(8) (略)

(9) 保証保険の保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害又は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用された災害により被災した中小漁業者等が借り入れる漁業経営等の再建を図るために必要な資金について、漁業信用基金協会（その支所を含む。以下この号において同じ。）が保証料率の引下げを行う場合（基本の保証料率に対する引下げ幅が30%以上の場合に限る。）において、当該漁業信用基金協会の申請に基づき信用基金が適当と認めたときに適用する。その水準については、次のとおりとする。

中小漁業者等 資金等種類	総トン数20トン以上の 動力漁船を使用して漁 業を営む者	その他の者
漁業近代化資金	年0.14%	年0.09%
漁業経営改善促進資金	年0.16%	年0.11%
金融公庫資金	年0.26%	年0.11%

事業資金	年 0.66% <u>又は年 0.14%</u>	年 0.43% <u>又は年 0.09%</u>	事業資金	年 0.66%	年 0.43%
------	--------------------------	--------------------------	------	---------	---------

附 則

- 1 この業務方法書の変更は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 別表1及び別表4の変更の施行前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。